

※出典 外務省ホームページからの抜粋
https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kiyaku/pdfs/40_1b_5.pdf

※赤字、5ページから7ページの下線は原告訴訟代理人による

市民的及び政治的権利に関する国際規約
第40条1(b)に基づく
第5回政府報告(仮訳)

2006年12月

目次

第1部 一般的コメント

- ・我が国における人権擁護の制度的側面
- ・日本国憲法における「公共の福祉」の概念
- ・本規約と憲法を含む国内法との関係
- ・人権教育・啓発・広報

第2部 逐条報告

第1条：自決権

第2条：規約実施義務

- ・外国人問題
- ・障害者施策
- ・第一選択議定書

第3条：男女平等原則

- ・男女共同参画社会の実現に向けた推進体制
- ・男女共同参画社会基本法
- ・男女共同参画基本計画
- ・女性の政策・方針決定参画状況
- ・雇用対策
- ・暴力からの保護

第4条：緊急事態の逸脱措置

第5条：除外事項

第6条：生命に対する権利

- ・死刑問題

第7条：拷問等の禁止

第8条：奴隷的拘束、強制労働の禁止

第9条：身体的自由

- ・法的枠組み
- ・被疑者の身柄拘束
- ・入管施設における収容
- ・人身保護法

第10条：被拘禁者等の処遇

- ・法的枠組み
- ・刑事拘禁施設における弁護人との接見交通権
- ・矯正施設における処遇状況
- ・いわゆる代用監獄

第11条：民事拘禁の禁止

第12条：居住・移転の自由

- ・ 出入国管理制度及び難民認定法に規定する再入国許可制度
- ・ 我が国の難民政策

第13条：外国人の追放

- ・ 在留期間更新・在留資格変更不許可処分に対する異議申し立て制度
- ・ 行政手続法において入管行政が適用除外となっている問題

第14条：公正な裁判を受ける権利

- ・ 法的枠組み
- ・ 弁護人への証拠開示

第15条：遡及処罰の禁止

第16条：人として認められる権利

第17条：プライバシー等の尊重

- ・ 個人情報の保護
- ・ 優生手術に対する補償

第18条：思想、良心及び宗教の自由

第19条：表現の自由

- ・ 表現の自由に対する規制
- ・ 犯罪被害者の権利の保護

第20条：戦争等の宣伝の禁止

第21条：集会の権利

第22条：結社の自由

- ・ 労働組合
- ・ 解釈宣言

第23条：家族、婚姻に関する権利

第24条：児童の権利

- ・ 総論
- ・ 国籍を取得する権利
- ・ 児童の保護

第25条：参政権

第26条：法の下での平等

- ・ 摘出でない子の取扱い
- ・ 同和問題

第27条：少数民族の権利

- ・ アイヌ文化振興関連施策

・北海道アイヌ生活向上関連施策

(注)本報告書に記載されている内容は、具体的日付が明記されているものを除き、第4回政府報告提出後の1997年7月から2004年3月時点のものである。

留置業務、被害者対策等に従事する警察職員に対しては、各級警察学校における専門教育や警察本部、警察署等の職場における研修会等のあらゆる機会をとらえ、被疑者、被留置者、被害者等の人権に配慮した適正な職務執行を期する上で必要な知識・技能等を修得させるための教育を行っている。

(c) 裁判官

28. 裁判所においては、第4回報告に対する規約人権委員会の最終見解(以下「最終見解」という。)の趣旨を踏まえ、最終見解や規約人権委員会の一般的性格を有する意見を裁判官に提供する措置がとられていると承知している。

29. また、裁判官が職務経験年数に応じて義務として受講する研修の場において、国際人権規約、国際人権や外国人の人権等をテーマとした講義が行われ、最終見解や一般的な性格を有する意見についても言及されている。また、判事補任官直後の研修においても、上記のような国際人権をテーマとした講義が設けられるなど、その充実が図られていると承知している。

30. なお、裁判官、検察官及び弁護士になるいずれの者も、司法研修所において司法修習を受けた後、法曹資格を取得するが、この修習期間中には、国際人権規約や規約人権委員会に関するカリキュラムが組み込まれていると承知している。

(d) 検察官

31. 検察官に対しては、基本的人権を尊重した検察活動を徹底するため、任官後、数次にわたる各種研修において、人権に関する諸条約における人権保障の内容を含め、各種人権課題等をテーマとした講義を実施しているほか、日常の業務においても、上司による指導を通じ、人権尊重に関する理解の増進に努めている。

(e) 矯正職員

32. 矯正職員に対しては、矯正研修所及び同支所における各種研修プログラムにおいて、被収容者の人権の尊重を図る観点から、憲法及び人権に関する諸条約を踏まえた被収容者の人権に関する研修を実施しており、その趣旨及び内容について周知し、実務との関連性の理解を深めるための講義を実施してきている。

33. 加えて、名古屋刑務所刑務官合計8名が革手錠(革製のバンドに、両手首を固定する円筒型の革の腕輪が付いている構造の手錠)等を用いた暴行により、受刑者1名に重傷を負わせ、受刑者2名を死亡させたとして、2002年11月から2003年3月にかけて特別公務員暴行陵虐致死傷罪により公判請求(うち1名については、第1審で有罪判決が言い渡

され、残り7名については、公判係属中である。)されたことの重大性にかんがみ、新たな人権教育として、本規約を含む人権関係諸条約等を踏まえ、人権に配慮した職務執行について実務に即して学ぶ研修を実施しているほか、社会心理学の立場から矯正施設の人権問題を考える科目を導入するなど、人権教育の内容充実と受講機会の拡大を図り、矯正職員が被収容者に対する処遇業務を適正に遂行する上で必要な人権教育の更なる充実強化に努めている。

(f) 入管職員

34. 入管職員に対しては、各種職員研修において、外国人の人権に関する研修を実施しており、この中で、本規約を含む人権関係諸条約等について講義を行い、人権に対する意識の一層の向上を図っている。

(5) NGOとの対話、本規約に関する広報

(a) NGOとの対話

35. 政府は、「最終見解」に関し、NGO等との対話を随時実施している。また、今回の報告作成にあたっては、外務省のホームページ上で報告作成に関する意見募集を行い、広く一般より意見を聴取した。さらには、NGOの意見を聴くためのヒアリングを開催し、NGOとの間で意見交換を行った。我が国では、人権の尊重の促進に向けた民間レベルでの活動が活発に行われている。また、NGOが政府の関係部局に対し、施策の提案を行ったり、現行施策に対する要望等を提出することが頻繁に行われており、政府としても、これらの要望等も踏まえ、施策の策定に当たっているところである。このようなNGOの活動は、本規約の効果的な実施に資するものであり、極めて重要であるので、本規約の趣旨に沿った人権の一層の擁護に向け、今後とも引き続きNGOと協力して考えである。

(b) 本規約に関する広報

36. 第4回報告及び「最終見解」については、関係省庁間でその意義を共有し、最高裁判所、衆議院及び参議院事務局、地方自治体並びに要望のあった国会議員、民間団体及び個人に対し、その和文仮訳とともに配布した。また、これらは、その和文仮訳とともに、外務省ホームページに掲載し、報道関係者を含め国民等から要望に応じて随時配布している。

がないと認めるときは、面会の立会を省略することができることとし、また、設備の整っている一部の収容施設においては、一定の時間帯において被収容者が職員の立会なしに自由に電話を使用できることとするなど、被収容者の人権により一層配慮している。

170 .この他にも、収容施設の職員に対する監督指導の徹底、警備処遇に携わる入国警備官に対する法令研修及び実務に即した警備処遇研修の実施により、被収容者の処遇の適正、公正を期している。

171 .女子被収容者に対する配慮も行っている。女子被収容者専用の収容区域を設置している入国者収容所及び東京入国管理局においては、女子被収容者の処遇はすべて女子入国警備官が行っている。その他の地方入国管理局等においては、身体検査、衣類の検査及び入浴の立会いは女子入国警備官が行っており、また、女子入国警備官が不在のときには、局長が指名した入国警備官以外の女子職員が行い、その他の処遇についても、できるだけ女子入国警備官に行わせるようにしている。

4 . 人身保護法

172 .人身保護制度は、現に不当に奪われている人身の自由を迅速かつ容易に回復することを目的とする、非常に例外的な救済方法であると位置付けられており、そのような制度理念に基づいて救済請求の要件を定めた人身保護法第2条について、その意義を明らかにしたものが、人身保護規則（1948年最高裁判所規則第22号）第4条である。

173 .第4回報告に対する最終見解については最高裁判所にも配付しているところ、最高裁判所においては、「最終見解」の第24段落において示された人身保護規則第4条の規定の廃止等の要否について、このような人身保護法の趣旨に従い、また、人身の自由を保護する他の制度との関連を踏まえつつ、今後とも慎重に検討がなされるものと承知している。

第10条：被拘禁者等の処遇

1 . 法的枠組

174 .第4回報告以降、現行の法制度を維持しており、従前どおりの枠組みで運用している。

175 海外において刑に服している邦人受刑者及び我が国において刑に服している外国人受刑者に母国において刑に服す機会を与えることによって、これら受刑者の社会復帰の促進に寄与するとともに、我が国司法制度のよりよい運営を実現し、刑事分野における国際協力の発展に貢献するとの見地から、2003年2月、我が国は、刑を言い渡された者の移送に関する条約を締結し、また、同年6月の同条約発効と同時に、国際受刑者移送法が施行され